

平成 22 年 7 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

グループ法人税制の改正

～資産の譲渡損益の課税の繰り延べ～

平成 22 年度の税制改正により導入された「グループ法人税制」の概要についてまとめてみました。

【100%グループ内の内国法人間で一定の資産を譲渡した場合の取り扱い】

〔1〕対象となる法人・資産

対象法人⇒完全支配関係のある内国法人

対象資産⇒簿価 1000 万円以上の資産

適用開始時期⇒平成 22 年 10 月 1 日以降の取引

〔2〕譲渡した年度の取扱い

・譲渡した法人・譲渡益または譲渡損 ⇒ 税務上はゼロとして扱う

①譲渡益の場合

会社の処理・・・土地 1000 万円 売却対価 1500 万円

損益計算書⇒固定資産譲渡益 500 万円

税務上の扱い・・・500 万円は益金とならない（申告減算）

②譲渡損の場合

会社の処理・・・土地 2000 万円 売却対価 1500 万円

損益計算書⇒固定資産譲渡損 △500 万円

税務上の扱い・・・△500 万円は損金とならない（申告加算）

・取得した法人・購入した価額 ⇒ そのまま資産に計上

〔3〕将来、購入した法人が譲渡等した場合の取扱い

将来において、取得した法人がそのグループ法人から購入した資産について、譲渡・除却等があった場合または完全支配関係が無くなった場合には、譲渡法人において過去に繰り延べられていた資産の譲渡損益が実現することになります。

例題 グループ法人 A 法人と B 法人（A 社の 100%子会社）

①A 法人が土地（簿価 1000 万円）を B 法人へ 1500 万円で売却

A 法人・・・固定資産譲渡益 500 万円⇒申告減算（繰延処理）

B 法人・・・土地 1500 万円を資産計上

②B 法人が将来、その土地を 1800 万円で売却した場合

B 法人は、売却した事実を A 法人に通知する

B 法人・・・固定資産譲渡益 300 万円（1800 万－1500 万）

A 法人・・・税務上 500 万円の譲渡益の益金算入（申告加算）